

# 第1章 策定の背景

## 1. 我孫子市の現状

### 1-1 人口の推移

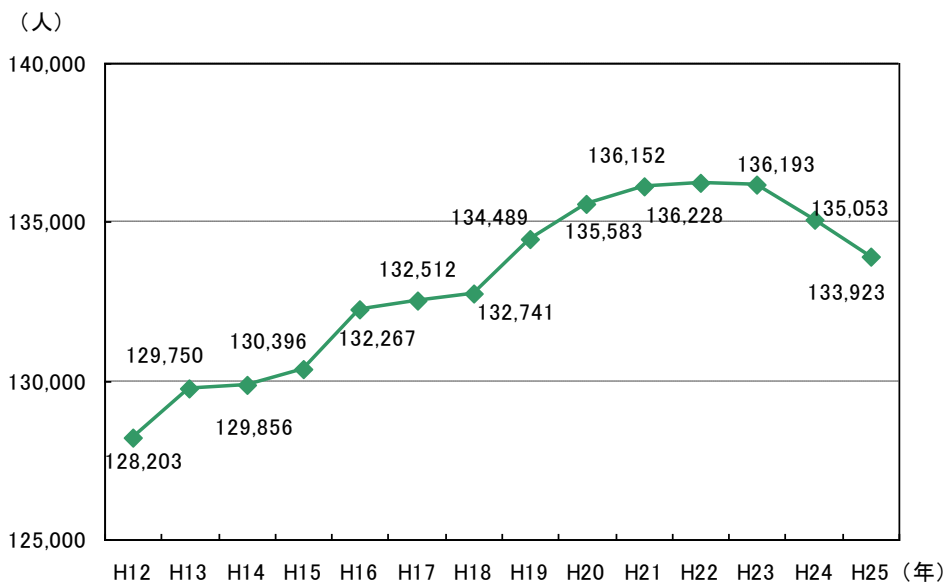
我孫子市は、都心から30キロメートル圏に位置していることから、都心で働く人々のベッドタウンとして発展し、人口は昭和40年までは緩やかに増加してきました。昭和45年から昭和55年にかけては、つくし野地区、並木地区、湖北台地区、天王台地区等の大規模な宅地開発に伴い人口が急増しました。その後も、宅地開発が市内各地で進み、また、最近では我孫子駅北側の大型マンションの建設などを背景に市の人口は増加し続けてきました。

平成21年から平成23年までは、横ばい状態が続きましたが、平成23年の東日本大震災後は、人口減少に転じ、平成23年4月から平成25年2月末までに約2,200人減少しました。

人口減少の要因は、転入者の減少によるもので、大規模な住宅供給がなかったことや都心回帰、震災、放射能問題が考えられます。また、人口の自然増減は、少子高齢化の進展に伴い、出生者が減少する一方、死亡者は増加する傾向にあります。

我孫子市では、これまでの予想よりも早く構造的な人口減少社会に入っています。

人口減少は、市民生活の活力の低下を招くばかりではなく、地域経済や市の財政にも大きな影響を及ぼし地域の根幹に関わる深刻な問題となります。

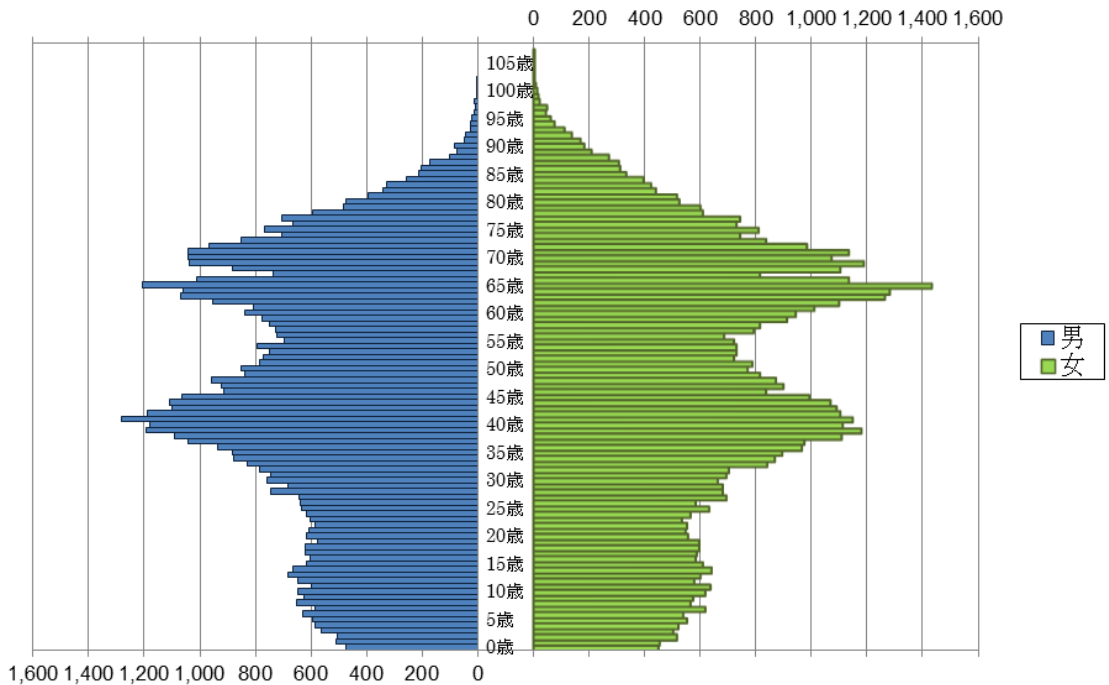


1-2 人口構造と人口分布

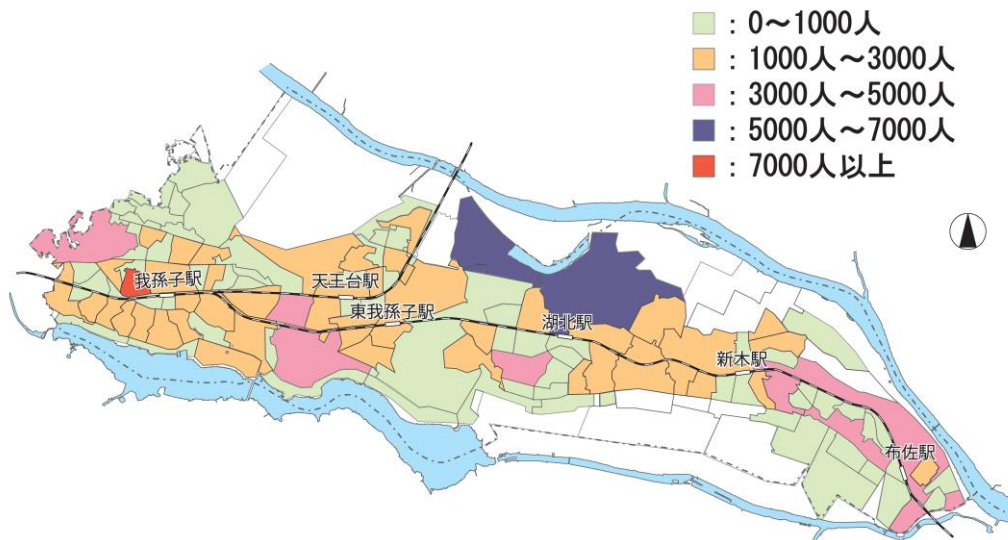
我孫子市の人口構造は、全国傾向と同様、団塊の世代と呼ばれる60代、その子ども達である40代の人口が男女ともに多くなっています。また、少子化についても全国と同様の傾向を示しています。

我孫子市の人口は、市域の西側で多くなっています。

<我孫子市人口ピラミッド（住民基本台帳 平成25年4月）>



<人口分布図（字別）>



1-3 高齢化

我孫子市の高齢化率は、平成25年4月1日現在25.5%と4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。東葛6市の中でも最も高い状況です。今後、急速に高齢化が進み、平成27年には高齢者の割合が約27%になると見込まれています。

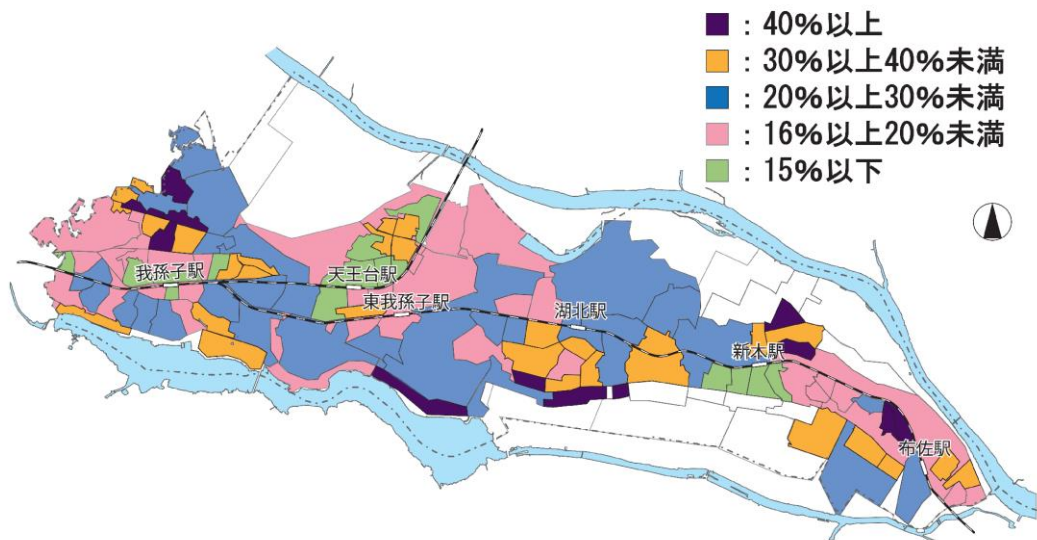
また、市内の高齢化率は、土地区画整理や宅地開発の時期によって地区ごとにばらつきがあり、高齢化率が50%近くまで達している地区から10%に満たない地区など状況は異なります。

さらに、少子化や核家族化の影響もあり、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増え、老老介護や孤独死などの問題が顕在化しはじめています。

<東葛6市の高齢化率（平成25年4月1日現在）>

我孫子市	柏市	松戸市	流山市	野田市	鎌ヶ谷市
25.5%	21.9%	21.3%	22.4%	24.3%	24.0%

<高齢化の分布（字別）>



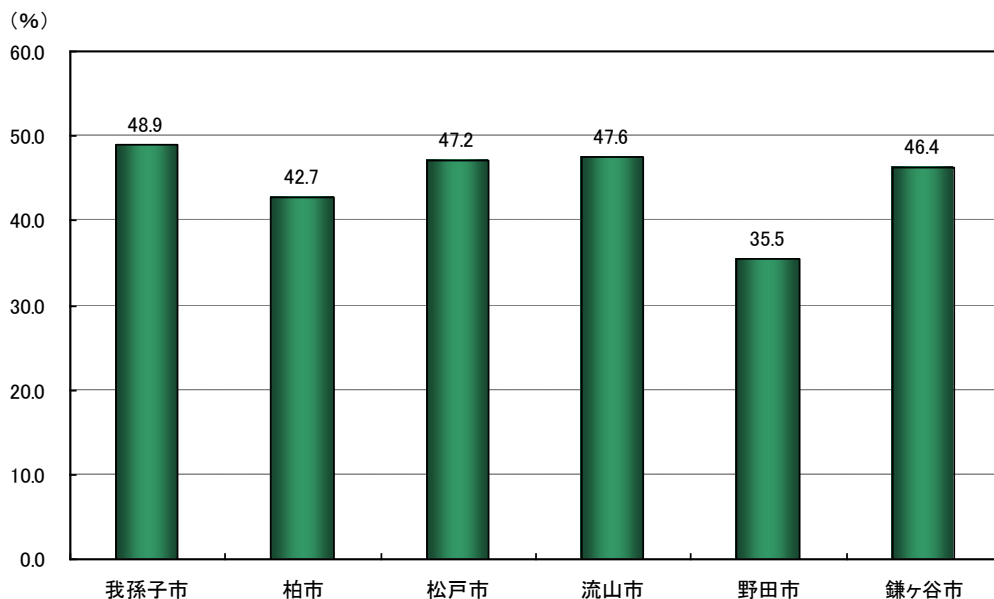
## 1-4 財政状況

市の平成25年度の予算総額は、363億8千万円です。歳入では、根幹である市税収入のうち、個人市民税が約50%を占め、法人市民税は約3.5%となっています。個人市民税の割合は、東葛6市の中でも高くなっています。

これまでは、人口の増加に伴い税収の増加も期待できましたが、団塊の世代の定年退職や長引く景気低迷などの要因により、市税収入が平成20年度をピークに毎年度減少しています。

一方、歳出では、少子高齢化の進展や景気低迷などの影響により生活保護費や高齢者医療対策、子育て支援策などの社会保障費が増加することが予想されます。また、公共施設の耐震補強工事、水害対策など安全・安心なまちづくりなどに要する経費が増大するなど、市の財政状況は一層厳しさを増すものと予想されます。

＜東葛6市の市税収入における個人市民税の割合の比較（平成21年度）＞



## 2. 市のコミュニティ施策

### 2-1 まちづくり協議会と近隣センター

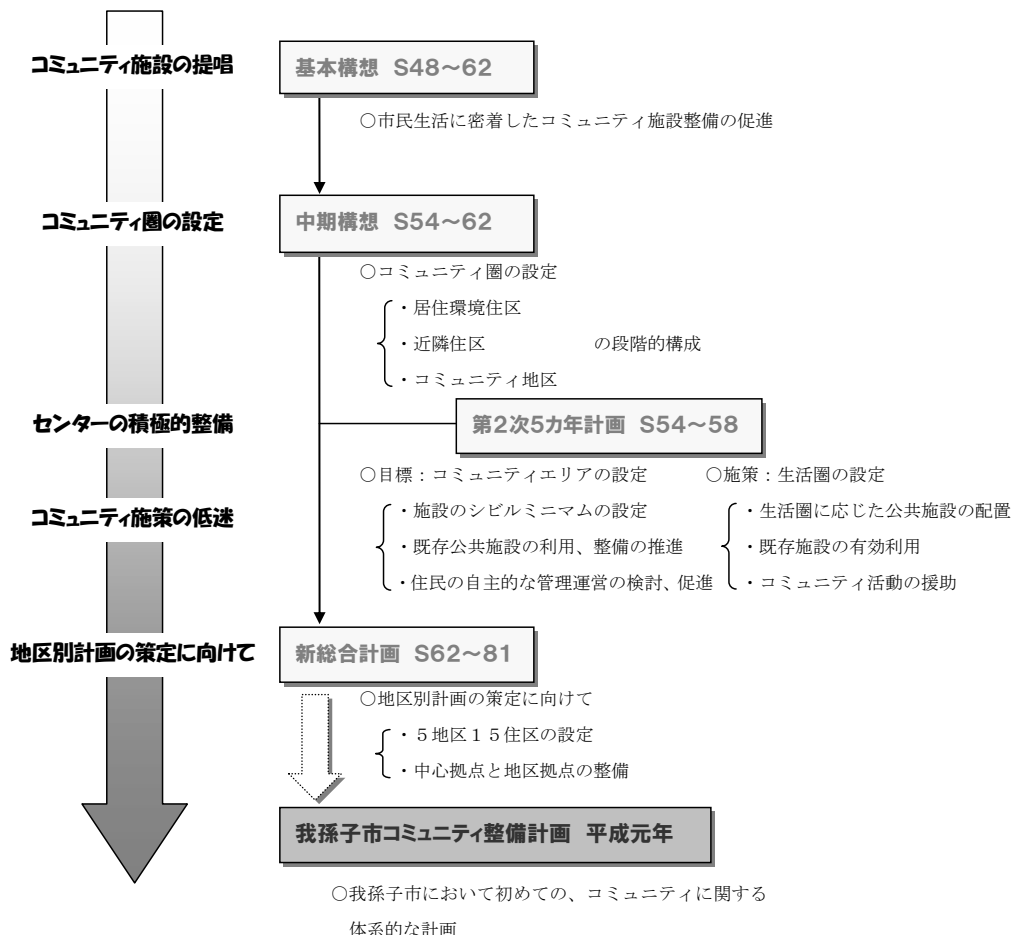
#### (1) コミュニティ施策の変遷

我孫子市は、昭和48年に策定された「基本構想」でコミュニティ計画を具体的に位置づけました。その後、「新総合計画」が昭和62年に策定され、地区別にきめ細かなまちづくりを展開することを基本に据え、新たなコミュニティづくりの方針を明確に打ち出しました。この方針を受け、平成元年に「我孫子市コミュニティ整備計画報告書」が策定され、コミュニティ施策の基本的な考え方、まちづくり協議会のあり方、区域の設定、近隣センターの今後のあり方などを明らかにしました。

近隣センターは、当初17館を整備する計画でしたが、社会情勢や財政状況等の変化により、2回の見直しを経て、11館としました。また、併せて各地区の整備順位、他の施設との複合化など整備手法の見直しを行いました。現在まで、10のまちづくり協議会が組織され、近隣センターを10か所整備しています。

現在、まちづくり協議会では、住民の交流を目的とした活動を中心に、さまざまなコミュニティづくりを展開しています。

#### <我孫子市におけるコミュニティ施策の流れ>



### 〈まちづくり協議会の設立と近隣センターの整備〉

区域	運営組織	近隣センター	整備年
根戸区域	根戸地区まちづくり協議会	根戸近隣センター	平成 2年 9月開館
久寺家区域	久寺家地区まちづくり協議会	久寺家近隣センター	平成12年 4月開館
我孫子南区域	我孫子南まちづくり協議会	我孫子南近隣センター	平成18年 8月開館
我孫子北区域	我孫子北まちづくり協議会	我孫子北近隣センター	平成22年 8月開館
天王台北区域	天王台北地区まちづくり協議会	天王台北近隣センター	昭和62年 4月開館
天王台南区域	こもれびまちづくり協議会	近隣センターこもれび	平成17年 4月開館
湖北台地区	湖北台地区まちづくり協議会	湖北台近隣センター	平成10年 4月開館
湖北地区	—	未整備	—
新木地区	新木地区まちづくり協議会	新木近隣センター	平成 6年 4月開館
布佐南地区	布佐南地区まちづくり協議会	布佐南近隣センター	昭和61年 7月開館
布佐北地区	ふさの風まちづくり協議会	近隣センターふさの風	平成20年11月開館

## (2) コミュニティ施策の主な考え方～コミュニティ整備計画から～

### ■ まちづくりへの展開

コミュニティづくりは「まちづくり」の方向へと今後発展させていくことが求められており、「まちづくり」は地域の生活環境を向上させることをめざして、地域を単位として住民の主体性のもとに行われることを基本としています。

### ■ コミュニティ活動の側面的支援

コミュニティづくりの基本は住民主体であるとして、市は、コミュニティ活動の条件づくり、環境づくりを行う援助の役割を担うとしています。

### ■ 近隣センターを拠点としたコミュニティの形成

地域のコミュニティ活動の場として機能するよう、近隣センターの整備を改めて位置づけています。また、近隣センター建設への住民の設計参加、住民自らによって構成される自主管理運営（委託）が位置づけられています。

### ■ まちづくり協議会

まちづくり協議会は、区域内の住民なら誰でも参加できる開かれた組織です。近隣センターの管理運営を担うとともに、住民間、住民と行政との間の利害調整を行い、住民自らによって構成され運営される住民自治を担う中心組織として位置づけられています。

### (3) まちづくり協議会の現状

まちづくり協議会は、市内10の区域に組織され、活動拠点の近隣センターを自主管理するとともに、まちづくりの担い手として、さまざまな活動に取り組んでいます。

まちづくり協議会の活動の現状について意見交換を行い、意見を整理した結果、次のようにまとめられました。

#### ■ まちづくり協議会の活動について

季節ごとのイベントや講習会・学習会など、さまざまな世代が参加し交流できる活動を行っています。「あわんとり」などの伝統行事や中高生の居場所づくり、地域の商店と連携したものなど、地域の特性を活かした交流活動に取り組むまちづくり協議会もあります。また、自治会との懇談会を開催し、地域の情報交換や交流の場を提供するまちづくり協議会もあります。

一方、まちづくり協議会の当初の役割の一つである地域課題への取組や住民と行政との調整役を担うことについては、難しい状況となっています。

#### <主な意見>

- 地域のつながりをつくる効果
  - ・さまざまな世代向けの活動を展開している。地域住民の交流を目的に継続的に展開してきた。協議会は、地域の交流や親睦を図っていく団体である。
- 地域の団体をつなぐ場の提供
  - ・共通の課題を持つ自治会の話し合いの場を設けることはできる。
- 地域課題への取組
  - ・役員が自治会の代表ではないため課題解決の中心は担えない。協議会の決定事項に強制力がなく課題解決をすることはできず、地域を統括する組織にはならない。行政と調整できる担い手はいない。地域課題の解決は自治会が取り組んでいる。



## ■ まちづくり協議会の構成と区域について

まちづくり協議会は、自治会や文化サークル団体、市民活動団体で構成することを基本としていますが、自治会の参加・協力が得られないなどの状況もあります。このため、それぞれの地域の状況にあった組織づくりをすすめるまちづくり協議会もあります。

まちづくり協議会の構成は、「地域の誰もが参加できる環境づくりが必要」との意見が多くあります。

現在の11の区域では、区域によっては自治会の数が多すぎたり、自治会の規模がさまざまであったり、範囲が広すぎたりと地域課題の共有が困難となっているところもあります。

### <主な意見>

- 地域住民による構成と誰もが参加できるしくみ
  - ・誰もが参加できる環境が大切である。自治会等の団体ではなくても個人でもよい。地域住民の誰もが参加できるしくみを継続していくことが必要である。地区社会福祉協議会との連携が必要である。
- 自治会の参加・協力
  - ・自治会懇談会への参加が少ない。役員選出を依頼しても協力が得られない。
- 区域の見直し
  - ・区域の広さ、自治会の数、自治会の規模もさまざまであるため横のつながりをつくることは難しい。区域の見直しを検討してほしい。

## ■ まちづくり協議会と市との関係について

市は、まちづくり協議会に、近隣センターの維持管理とコミュニティづくりを目的とした財政的支援を行っています。

まちづくり協議会は、自主財源の確保が困難であることから、今後も財政的支援が必要となっています。

また、まちづくり協議会に関する情報発信の充実を図るとともに、市との関係の充実を図ることが求められています。

### <主な意見>

- 支援
  - ・地域課題に取り組むための新たな資金的な支援があってもよい。ボランティアには限界がある。事業費の枠を拡大してほしい。まちづくり協議会に関する情報発信が不足している。まちづくり協議会には、販売・営利行為は認められていないので見直ししてほしい。
- 活動への評価
  - ・年間活動の評価が必要である。コミュニティ形成の評価は難しい、数字では表せない。イベントについてではなく日常的な事業を評価してほしい。
- 市との関係
  - ・情報を共有していくことは必要である。窓口を一元化してほしい。

### ■ 近隣センターの管理運営について

近隣センターは、地域住民の認知度も高く、「楽しむ」「集まる場」だけではなく、地域住民にとって「安心できる場」にもなっています。近隣センターの管理と近隣センターを拠点したコミュニティ活動は、一体的に地域住民が担っていくことが必要との多くの意見がありました。

### <主な意見>

- 地域住民による管理
  - ・今後も地域住民が担っていった方がよい。施設管理を担うことに負担は感じていない。
- 管理と事業の一体化
  - ・施設管理とコミュニティづくりにかかる事業は一体化した方がよい。

#### (4) まちづくり協議会との意見交換から見てきたこと

まちづくり協議会は、地域の交流の場を積極的に設け、地域におけるコミュニティづくりに一定の効果を上げてきました。

一方、まちづくり協議会の中には、自治会との協力関係が弱く、また、活動の担い手不足などから、地域課題の解決や地域の調整機能としての役割を果たすことが難しいところもあります。

現状では、多くのまちづくり協議会が地域住民の親睦や交流を目的とした活動を中心に、取り組んでいくことが望ましいと考えています。

市は、このような状況を踏まえつつ、まちづくりの担い手として、引き続きまちづくり協議会を支えていくことが必要です。また、まちづくり協議会の収益事業の拡大を促進するなどし、組織として自立できるようにすることも必要です。

### 2-2 市民公益活動支援とコミュニティビジネス支援

我孫子市の市民活動は、手賀沼浄化を推進する活動をきっかけに、福祉、景観保全などさまざまな分野に広がってきました。

市では、この市民活動に対し、相談、行事への後援、補助金の交付などの支援を行ってきました。

一方、平成9年に実施した「我孫子市におけるシニア男性の地域社会での今後の活動意向調査」では、定年後のイメージについては、過半数の方に起業の意向があることがわかりました。

市ではこれらを踏まえ、市民・企業・行政がよきパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任でまちづくりを行っていくために、市民公益活動や市民の起業を推進していく基本的な事柄をまとめた「市民公益活動・市民事業支援指針」を平成12年に策定しました。

この指針に基づき、庁内体制を整備するとともに、市民公益活動・コミュニティビジネス支援のための拠点施設を整備し、併せて市民公益活動に関する情報の発信や講座などに取り組んできました。

また、平成15年には、「コミュニティビジネス支援事業基本方針」を策定し、起業講座やフォーラムの開催、支援事業を検証するための推進協議会の設置など、さまざまな起業支援に取り組んできました。

### 2-3 市内のコミュニティづくりにかかる取組

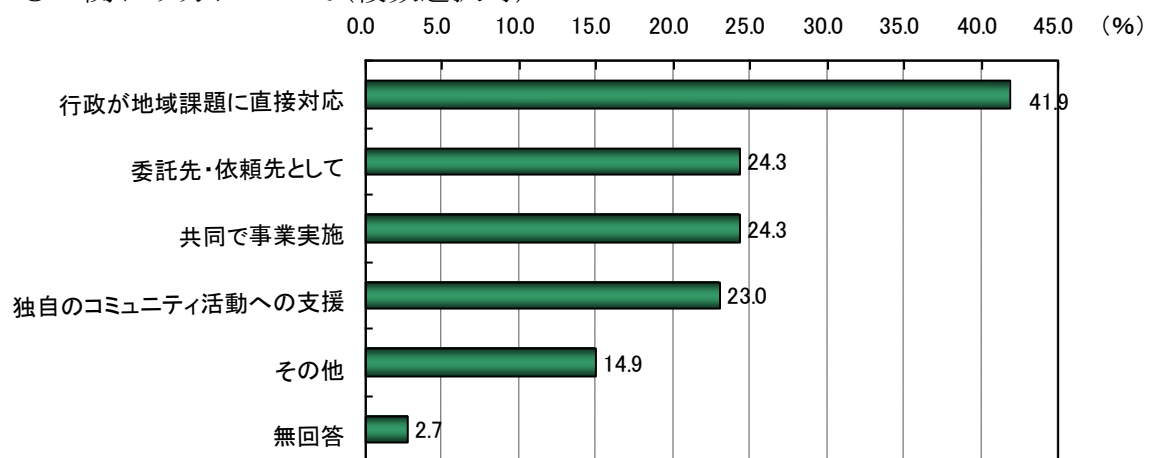
市では、これまでもコミュニティにかかる分野において、まちづくりを推進するためのさまざまな事業を行ってきました。現在、コミュニティにかかる取組は、74事業あります。地域との関わり方や手段、事業実施上の課題などの現状については、次のとおりです。

#### (1) 事業の現状について

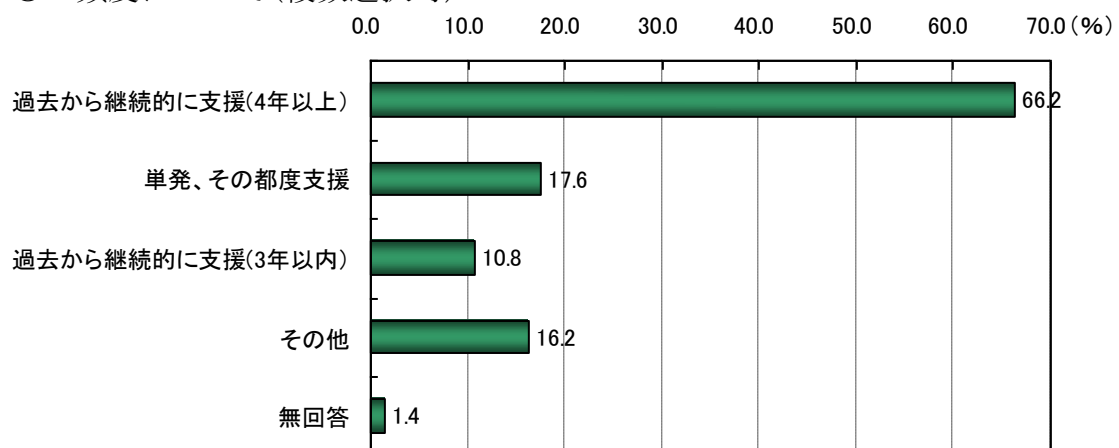
現在、コミュニティづくりにかかる市の取組は、市が地域課題に直接対応する取組が最も多くなっています。また、4年以上継続し取り組まれている事業が多く、その事業の内容は、情報収集や広報支援、施設・設備・物品の貸与や提供、財政的な支援などとなっています。

コミュニティづくりにかかる取組では、事業の担い手など人に関する課題を抱えている事業が最も多い状況になっています。

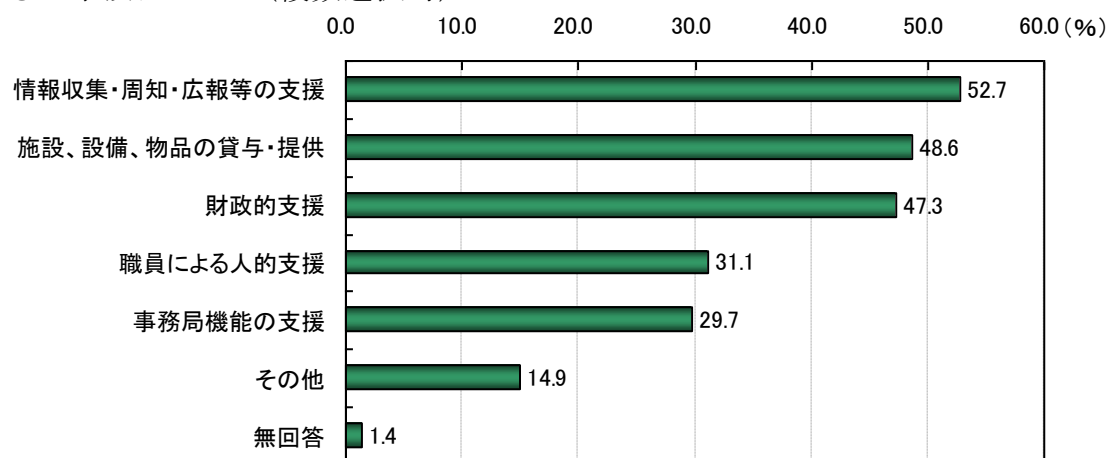
#### ○ 関わり方について(複数選択可)



#### ○ 頻度について(複数選択可)



○ 手段について(複数選択可)



(2) 実施上の主な課題について

■ 人に関する課題

- ・人に関することでは、事業を担う市民の担い手の確保が最も多く、次に、人材の育成、市民の意識の醸成、利用者の減少が課題となっています。

■ 情報に関する課題

- ・情報に関することでは、市民への情報発信が十分でないことが課題となっています。

■ 連携に関する課題

- ・連携に関することでは、さまざまな団体の関わりが十分でないことが課題となっています。

■ 財政上の課題

- ・財政に関することでは、施設の維持管理などの支出の増加が課題となっている事業が最も多く、次に、市民による自主財源の確保、助成金の交付方法となっています。

■ その他

- ・その他の事業実施上の課題としては、活動場所が不足していることや地域課題が多様化し、すべてに対応することが困難となっていること、高齢化により地域で担うことができなくなっていることなどがありました。

### 3. 各地区のコミュニティ活動の現状

各地区では、まちづくり協議会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会などの団体がさまざまな活動を行っています。

ここでは、策定委員会の意見やまちづくり協議会との懇談会、自治会等アンケート、小中学校への調査などをもとに、各地区の主な活動の状況を整理しました。

なお、地区については、我孫子市コミュニティ整備計画の地区の範囲をもとにしています。

#### (1) 根戸地区

(人口4,617人 高齢化率23.0% 自治会数14)

※各地区に記載の人口、高齢化率、自治会数は、平成25年4月1日現在です。

根戸地区は、柏市に近接しているため、市域を越えたコミュニティも形成されています。根戸地区まちづくり協議会は、14自治会・町会で構成されており、コミュニティバスのルート検討など地域課題解決の一員としての役割も担っています。

#### ■ 小中学校と地域との関わり

根戸小学校では、つくし野夏祭りへの参加や地域住民と「むかしのあそび会」などを通じて地域との関わりがあります。

#### (2) 久寺家地区

(人口2,456人 高齢化率36.5% 自治会数6)

久寺家地区では、高齢化率が高くなっていることから、平成19年に「久寺家お助け隊」を地域の有志が立ち上げ、高齢者を地域で支え合う取組が行われています。この活動に、地域福祉に取り組むNPO法人も協力しています。

また、平成21年、地域で水害に取り組むため、有志が集まり「久寺家地区治水対策プロジェクト委員会」を発足させ、市との調整や地域住民への治水対策の啓発などに取り組んでいます。

久寺家地区まちづくり協議会は、自治会懇談会やお祭りを通じた交流活動に取り組んでいます。このまちづくり協議会の区域は、900世帯と規模が小さいことからこのような活動に取り組みやすい一方で、高齢化によりコミュニティ活動に取り組む人材確保に課題があります。

#### ■ 小中学校と地域との関わり

久寺家中学校では、久寺家まちづくり協議会のお祭りの運営を手伝うなど地域との関わりがあります。

### (3) 我孫子南地区

(人口23,228人 高齢化率25.3% 自治会数34)

我孫子南地区は、アビスタやけやきプラザを主な活動場所とした市民活動が盛んな地区で、アンケート調査では過去3年間の活動が「活発になった」と回答する割合とともに、「活動が慣習化した」の割合が比較的多く、活動・人材ともに多様性のある地区です。

我孫子南まちづくり協議会は、自治会懇談会の開催や商店と連携した活動にも取り組んでいます。しかし、自治会や地区社会福祉協議会との関係づくりが課題となっています。

#### ■ 小中学校と地域との関わり

我孫子第四小学校では、自治会長、民生委員・児童委員、PTAも含めて年1回話し合いの場を設けています。また、第一小学校では、自治会のお祭りの手伝い、地域で行われるさまざまなイベントへ参加しています。白山中学校では、自治会の清掃活動への参加、参加依頼があったイベントにはすべて参加するなどの関わりがあります。

### (4) 我孫子北地区

(人口24,013人 高齢化率22.8% 自治会数34)

我孫子北地区には、地域課題の解決に向けた活動に積極的に取り組むため、独自に自治会連合会を組織するところもあります。また、水害対策を共通の課題に協議会も設立されています。

また、子ども達から高齢者までさまざまな世代の交流を積極的に図るため夏祭りを毎年開催するところもあります。

我孫子北まちづくり協議会は、自治会懇談会や映画鑑賞会などの交流活動に取り組んでいます。このまちづくり協議会の区域は、約9,500世帯と規模が大きく、また範囲が広いことから一体的なコミュニティ活動が難しい状況にあります。

#### ■ 小中学校と地域との関わり

並木小学校では、空き教室を利用したふれあいサロン、我孫子北地区社会福祉協議会による高齢者疑似体験が行われるなどの関わりがあります。



### (5) 天王台南地区

(人口22,715人 高齢化率22.7% 自治会数39)

天王台南地区では、住民からの夏祭りの復活を望む声を受け、自治会有志が中心となり近隣の自治会に呼び掛け、盆踊り大会を商店会の天王台地区市民まつりと共催により開催しているところもあります。

こもれびまちづくり協議会では、委員を地域の中で募集し、誰でも参加できる特色あるしくみをつくっています。近隣センターの緑の多い景観を望むフリースペースを活用し、誰もが気楽に立ち寄れる雰囲気づくりに取り組み、多くの来館者があります。また、空き室の無料開放により「中高生の居場所づくり」に取り組んでいます。

#### ■ 小中学校と地域との関わり

高野山小学校や第二小学校、我孫子中学校では、こもれびまちづくり協議会のフェスタや天王台地区市民まつりへ参加するなどの関わりがあります。

### (6) 天王台北地区

(人口11,960人 高齢化率19.1% 自治会数5)

天王台北地区は、早くから地域課題の解決に住民が積極的に取り組んできた地域です。現在でも、すべての自治会が参加した合同防災訓練をはじめ、自治会や商店会を中心に夏祭りが行われています。

天王台北地区まちづくり協議会は、子どもから高齢者までが参加できるイベントを実施するなど積極的に交流活動を行っています。しかし、自治会との関係を深める必要があるなど課題もあります。

#### ■ 小中学校と地域の関わり

第三小学校では、天王台地区市民まつりへの参加、自治会と地域の防災について話し合いをするなどの関わりがあります。

### (7) 湖北台地区

(人口12,718人 高齢化率33.1% 自治会数12)

湖北台地区では、11の自治会で構成した湖北台自治会連合会が組織されています。連合会では、地域住民の生活環境の向上を目的とした市との懇談会をはじめ、地域の活性化を目的に子どもから高齢者まで楽しむことができる鯉のぼりまつりなどを実施しています。

湖北台地区社会福祉協議会では、自治会ごとに湖北台見守り組織を立ち上げ、隣人グループによる見守りネットワークが構築されています。

湖北台地区まちづくり協議会では、近隣センターを拠点に、地域のさまざまな世代の交流を目的とした活動が盛んに行われています。

また、自治会連合会、地区社会福祉協議会、まちづくり協議会の3団体による懇談会も行われる他、地域住民の有志による地域活性化を目的とするイベントなども盛んに行われています。

#### ■ 小中学校と地域の関わり

湖北台西小学校では、湖北台地区社会福祉協議会のイベントや産業まつりへの参加などの関わりがあります。湖北台中学校では、産業まつりや学区内の特別養護老人ホームのイベント、湖北駅前花壇の植え替え作業へ参加するとともに、湖北台地区社会福祉協議会の協力を得て認知症サポート養成講座を実施するなどの関わりがあります。

### (8) 湖北地区

(人口10,806人 高齢化率27.9% 自治会数11)

湖北地区では、複数の自治会が定例的に集まり、情報交換するなど連携を深めているところもあります。ここでは、湖北駅北口の活性化に向けた取組にも協力しています。

湖北駅北口地域を活性化するために、地元事業者や農業者で構成する湖北駅北口商業活性化会議を立ち上げ、「湖北の市」を毎月第2日曜日に開催しています。「湖北の市」では、地域の事業者や農業者が主体となって調理した物や農産物を販売し、多くの方が訪れ湖北駅北口の賑わいづくりにつながっています。

#### ■ 小中学校と地域の関わり

湖北小学校では、湖北地区社会福祉協議会のイベントに参加しています。また、地域住民は、子ども達の登下校時などの安全確保に協力しています。湖北中学校では、新木地区まちづくり協議会のイベントへの参加などの関わりがあります。

## (9) 新木地区

(人口10,269人 高齢化率26.2% 自治会数15)

新木地区では、高齢化が進んでいることから、自治会や地区社会福祉協議会、介護サービス事業者などが連携して高齢者の見守りネットワークが組織されています。

新木地区まちづくり協議会では、自治会間の情報交換、人材発掘を目的とした自治会長との懇談会を年に2回開催しています。最近では、参加に消極的な傾向も見られ、自治会との連携が課題となってきています。

一方、地区にお祭りがないため、新木地区まちづくり協議会主催の年4回のイベントをはじめ、自治会共催(2自治会)の盆踊りや防災訓練の実施などが地域の重要な交流の場として機能しています。

他の地域と同様に活動の担い手の高齢化が進んでおり、今後、若い世代の参加を図るために、交流の場を広げる活動や進め方を工夫していくことが求められています。

### ■ 小中学校と地域の関わり

新木小学校では、新木地区まちづくり協議会が行う「あわんとり」などイベントへの参加、新木っ子まつりなどへの物品の貸出やボランティアとして連携・協力するなどの関わりがあります。

## (10) 布佐南地区

(人口5,031人 高齢化率30.6% 自治会数6)

布佐南地区では、自治会活動が充実しており、防災や防犯など地域課題に積極的に取り組んでいます。

布佐南地区まちづくり協議会では、地域住民の交流の機会を提供するとともに、情報発信などの活動が行われています。

布佐地区社会福祉協議会では、高齢者の見守り活動をすすめるために、自治会やマンション管理組合と共同でたすけあいアンケートを実施しています。

布佐地区全体では、小中学校、高校、生徒会、児童会、教職員、自治会による地域ぐるみで「布佐地区防犯挨拶運動」に取り組んでいます。

### ■ 小中学校と地域の関わり

布佐南小学校では、布佐南地区まちづくり協議会やふさの風まちづくり協議会のイベントへ参加しています。学校が主催する歌声集会に地域の団体が参加するなどの関わりがあります。

また、地区のお祭り開催時には、授業の時間割を変更し、子ども達が参加しやすいように配慮するなどの取組も行われています。

### (11) 布佐北地区

(人口6,110人 高齢化率31.8% 自治会数8)

布佐北地区では、ふさの風まちづくり協議会を中心とした地域活動が行われています。平成24年には、この地区が東日本大震災により大きな被害を受けたことから、地域の団体との連携を図るために「地域振興・復興対策部会」を設け、復興活動にも取り組んでいます。

布佐地区社会福祉協議会では、震災による転居世帯の把握や災害時に助けが必要な住民の状況を地図データで管理し、見守り活動に取り組んでいます。

布佐北地区は、歴史ある神社の祭礼や商業者を中心とした新緑まつりなどが行われ、地域の住民の交流が図られています。

また、布佐南地区同様に、「布佐地区防犯挨拶運動」に取り組んでいます。

#### ■ 小中学校と地域の関わり

布佐小学校では、郷土芸能クラブが地域の伝統行事へ参加したり、吹奏楽部が新緑まつりに参加するなどの関わりがあります。

布佐中学校では、布佐南地区まちづくり協議会やふさの風まちづくり協議会、商工会のイベントへの参加、自治会の清掃活動やお祭りにボランティアとして参加するなどの関わりがあります。我孫子地区市民まつりやアビシルベまつりなど学区以外のイベントにも参加しています。

また、布佐地区3校が連携した「布佐カリキュラム」に取り組むなど地域と積極的に関わっている地区です。

## 4. コミュニティを取り巻く環境

### 4-1 我孫子市のコミュニティ活動の現状

自治会は、平成25年4月1日現在184団体が組織され、防犯パトロールや清掃活動などの活動に取り組んでいます。自治会加入率は、平成25年4月1日現在75.4%で、東葛6市の中でも、高い加入率となっています(柏市73.9%、松戸市75.1%、流山市71.7%、鎌ヶ谷市67.9%、野田市74.1%)。

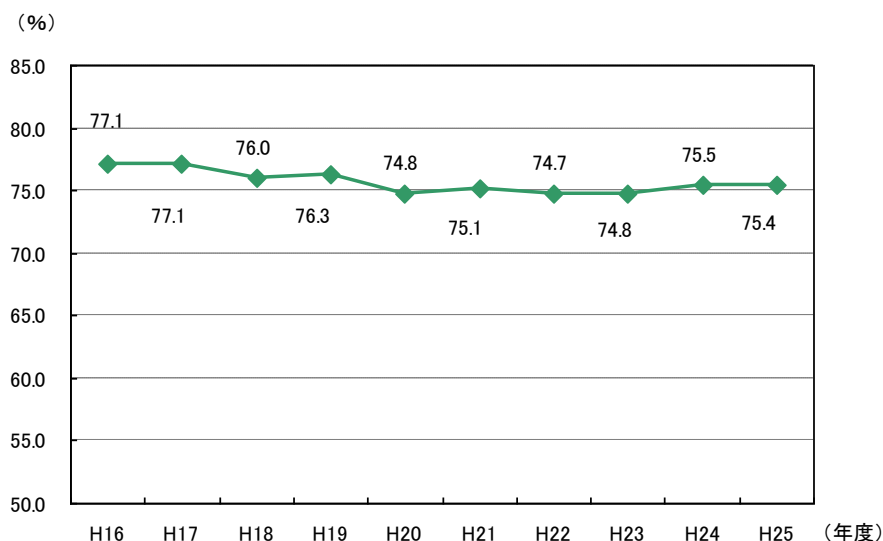
まちづくり協議会は、10団体が組織され、地域住民の交流など活動が行われています。

市民活動は、手賀沼浄化のせっけん利用推進運動をきっかけに、介護、子育て、景観保全などの分野に拡がりました。現在、53のNPO法人を含めて、約400の団体がさまざまな分野で活動を展開しています。

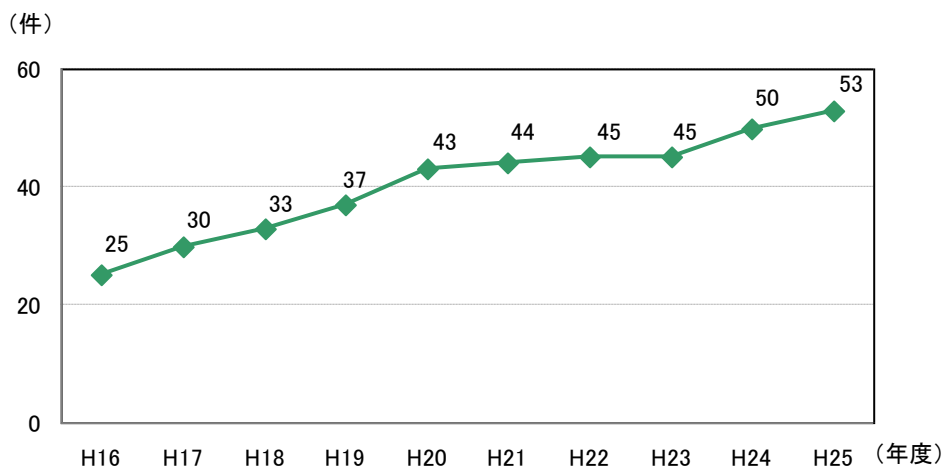
これらの団体では、役員のみならず手不足や活動への参加者の減少、構成員の高齢化などの課題を抱えています。これは、高齢化の進展に加え、共働き世帯が多いこと、定年後の就労を希望する人が増加するなど、地域の課題に対する関心が薄くなっていることによるものと考えられます。

一方、健康・趣味などを志向する人が増え、スポーツ・文化団体の活動へ参加する傾向があります。

＜自治会加入率推移＞



＜市内に事務所を設置しているNPO法人数＞



＜策定委員会で検討したコミュニティに対する意識＞

○ 課題：コミュニティ意識の課題解決の方向性

市民のコミュニティ活動に取り組む意識は、地域や個人によってばらつきがあります。

地域では、コミュニティ活動への関心の低さ、共同意識の希薄化が課題となっています。

コミュニティづくりは、地域の一人ひとりが地域の一員としての意識を持つことが大切です。そのためには、さまざまな世代のコミュニティに対する問題意識や価値観を踏まえて、自分達の住む地域の目指す姿や地域の課題を明らかにし、地域の中で共有していく必要があります。

地域で暮らすさまざまな人が地域と関われるようなしくみづくりが必要です。

### <具体的な取組みアイデア～策定委員会から～>

- 住民の気づきの場の確保、地域情報の発信、地域活動情報の提供、まち歩きの実施。
- 地域情報の把握、勉強会・研修会の開催、各種講座への参加。
- 全市民的な運動「一人一役、あなたが地域でできること」の提起。大分県では「一村一品」我孫子は「一人一役」のまち！！地域課題をめぐっての地域別ミニセミナーや講演会などのミニ企画をそれぞれの地域でやり続ける。まちづくり協議会同士での人材交流（ノウハウ交流）。
- 各組織はコミュニティ活動を意識して組織の目的を見直し、組織の目指す姿とその目的を明確にして明文化し、組織内外で共有する。また、目的を達成するための「指標」を考えて活動結果を評価し、それにより地域住民の意識高揚を図る。  
※例：防犯協議会の目的「犯罪のない明るい社会の実現」、指標「エリア別・年度別犯罪数」。
- 近隣センターだよりの活用
- 講演会、お祭り、防災訓練などを定期的実施し参加を呼びかける。
- 「公共サービス白書」的なものを出して、市民の理解と協力を求める。
- 学校・職場で、コミュニティについて考える機会を設ける。

### 4-2 コミュニティ意識に関する全国的な傾向

近年、自治会や町内会など地縁組織の機能低下が言われています。この要因は、少子高齢化や核家族化の進展など社会環境が変化したことや、コミュニティの原点である近隣関係を望まない人が増え、地域において共同意識が希薄になったことが考えられています。しかし、災害や犯罪などに対し、地域の住民同士が互いに信頼し助け合える意識が高い地域を「住みやすい地域」と感じる傾向にあります。

地域との関わりについて、社会意識に関する世論調査（内閣府：平成25年2月調査）では、東日本大震災後の意識について、大半の人が「社会における結びつきが大切だと思うようになった」と回答しています。特に「地域でのつながりの大切さ」や「社会全体として助け合うことの重要性」を強く意識するようになった人の割合が高く、震災を契機に地域との関わりやつながりを必要と思う人が増加傾向にあることがうかがえます。

また、団塊の世代の意識に関する調査（内閣府：平成24年9月調査）では、今後の社会活動への参加意向で、「趣味・スポーツ」と考える人が最も多く約3割を占め、次いで「参加したくない」と考える人が約2割でした。これに対して「自治会・町内会、老人クラブ・NPO等」への参加を考えている人の割合は約1割にとどまり、団塊世代の多くの方は、地域の活動に参加する意欲が必ずしも高くないことがうかがえます。

### 4-3 コミュニティ施策の全国的な傾向

「コミュニティ」という言葉は、高度経済成長期の終わりを迎える昭和40年代後半頃から社会的に注目されはじめました。高度経済成長による都市化とライフスタイルの変化を背景に地域的なつながりが希薄化したことが問題視され、昭和44年に国民審議会から「コミュニティ～生活の場における人間性の回復～」の報告書が出されました。この報告書において「コミュニティ」という言葉が使われ、地域に密着した集団による主体的なまちづくりの重要性が提唱されました。

国では地域住民によるまちづくりを推進するため、昭和44年に旧自治省（現総務省）が「コミュニティ（近隣社会）における対策要綱」を通知し、コミュニティセンターの建設とその運営を地域住民で構成される団体に任せるしくみづくりを推進しました。

このように展開されてきたコミュニティ施策も、昭和63年頃から平成3年頃にかけて「バブル景気」による経済優先社会の中で、さらには、その後のバブル崩壊による経済情勢の悪化の中で、目立ったものは展開されませんでした。



このような経緯の中、平成7年に起きた阪神・淡路大震災によって、ボランティアやNPO法人の活動が新たに注目を浴び、「特定非営利活動促進法（NPO法）」が制定されるなど特定のテーマ・目的のもと志をもって活動を行う新たな地域づくりの担い手に対する施策を重点に進められるようになりました。

平成12年以降は、高齢化や人口減少による社会的変化、地方分権、さらに、平成23年の東日本大震災をきっかけに、地域コミュニティへの注目が高まりました。各自治体では、行政主体のまちづくりから、地域住民主体のまちづくり「地域自治」への関心が高まり、地域自治区制度の導入など、地域住民が地域社会の当事者としてまちづくりを担うしくみづくりが進められています。

＜全国の主なコミュニティ施策の形態＞

区分	概要	備考	
地域の自発的・主体的活動	① 行政の支援のもとコミュニティセンター等を通じた活動	コミュニティのゾーニングを行い、それぞれの地域に活動拠点・交流拠点となるコミュニティセンターを配置し、住民協議会等がセンター運営と地域課題解決のための拠点的作用を担う。	三鷹市、武蔵野市、宗像市、我孫子市
	② 自治会や地域に根ざしたNPO法人等を中心とした活動	高い加入率を背景とした自治会や管理組合、NPO法人などを中心に、防災、高齢者や子育て支援活動など地域の課題解決のための活動を展開している。	立川市大山自治会、岐阜市芥見東地区自治連合会、NPOフュージョン長池
	③ 福祉活動を目的とした団体を中心とした福祉コミュニティ活動	社会福祉協議会などを中心に、地域包括支援センターや民生委員・児童委員等と連携し、地域の見守りなどの活動により福祉コミュニティを構築している。	豊中市社会福祉協議会、大垣市社会福祉協議会
地方分権に基づく地域コミュニティ活動	④ 行政業務の分担も含めたコミュニティ形成	地域の住民自治協議会が計画を定め、行政との窓口となり各種地域課題解決に取り組む他、地域で実施する方が効果的・効率的な行政事務を担う。	伊賀市
	⑤ 都市内分権によるコミュニティ形成	地域の地域コミュニティ推進協議会等に対し、市予算立案権の付与、コミュニティ交付税の導入など分権を進め、コミュニティの自律的展開を促す。	池田市
地域自治区制度の活用	⑥ 地域自治区制度を活用したコミュニティの再構築	合併による市域の広域化、行政事務の効率化などを背景に、地域自治区制度を活用し、住民協議会等を中心としたコミュニティ活動を展開している。	新城市、宮崎市